

園芸設備電気料金緊急補填事業補助金 Q&A

令和6年1月17日時点

【提出書類関係】

	質問	回答
1	別記様式第1号及び別記様式第2号にそれぞれ添付資料の記載があるが、様式ごとに添付資料の提出が必要か？	各添付書類は、別記様式ごとに添付する必要はありません。1部ずつで問題ありません。
2	各月の請求書は前回検針日から今回検針日までの数値となる。毎月1日～31日の数値ではないが問題ないか？	問題ありません。
3	添付資料の「出荷実績が分かる書類（対象期間のうちいずれか1か月分の出荷伝票等）」について、月の出荷一覧表または、期間中いずれか1日の出荷伝票の写しでも問題ないか。	問題ありません。 令和5年度に電気設備を使用して園芸作物を出荷した実績を示す書類を提出願います。
4	JAを事業実施主体として申請する場合、各生産者の納税証明書は必要か	各個人生産者の納税証明書や暴力団排除に関する誓約書は提出していただく必要はありません。 事業実施主体のみご提出ください。 事業実施主体が任意団体の場合には、代表者の納税証明書・暴力団排除に関する誓約書をご提出ください。
5	電気使用実績証拠書類はどのようなものを提出すれば良いか。	電力会社が発行する「電気料金請求内訳書（またはこれに相当するもの）」を以下の期間各月分ご提出ください。 <input type="checkbox"/> 令和3年4月から令和4年3月まで <input type="checkbox"/> 令和5年1月から12月まで ※令和5年1月から3月の電気料金を令和6年1月から3月分とみなします。 この内訳書により、「 <u>電気料金按分計算シート</u> 」に記載いただいた電気料金の整合性を確認するため、必ずご提出ください。内訳書が準備できない場合、数値の整合性が確認できないため、交付決定ができませんので十分ご注意ください。 ※「電気料金請求内訳書」の例

電気料金請求内訳書						
令和5年 (A) 月分						
お客様番号						
ご請求金額 (B)	ご契約内容	常時および予備電力				
請求内訳	料金合計	再エネ発電賦課	
	
	消費税相当額	
料金のご明細						
基本料金		金額	ご使用内容等			
電力量料金計 内訳 ① 内訳 ② 燃料費調整額	 使用量合計 xxxxkWh ① 使用量 ... kWh ② 使用量 ... kWh ...			

6	令和3年度と令和5年度で相続等により名義が違う場合は確認資料が必要になるか	相続を示す確認資料提出の必要はありませんが、取組主体と請求先名義人が違う理由等をメモ等で記載してください。
7	法人として当補助金を申請するが、電圧契約の関係で個人契約している部分がある。その場合、どのように申請すれば良いか	個人分の明細に、取組主体と請求先名義人が違う理由等をメモ等で記載してください。
8	事業実施主体から地方振興事務所への提出書類は紙面とデータのどちらで提出すれば良いか	全てデータでの提出で構いません。 ※特に別記様式第2号・別紙1のデータはExcelで提出をお願いします。
9	提出資料のうち、「主要な電気設備の写真」はどのようなものを添付すれば良いか	別記様式第2号別紙1の「主要電気設備」に記載した設備の写真を添付願います。

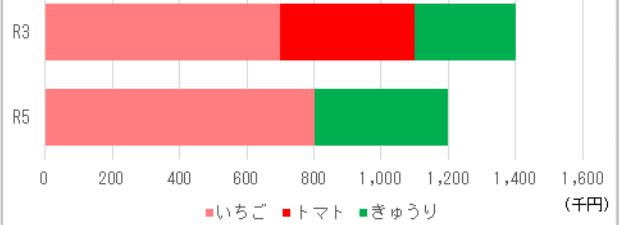
【事業要件関係】

1	農業者団体に所属していない個人生産者の場合、どのように申請すれば良いか	可能な限り、農業協同組合等、既存の農業者団体（園芸生産者3戸以上）に加入し、申請いただきますようお願いします。 難しい場合は、所管の地方振興事務所（地域事務所）農業振興部にご相談ください。
2	2月9日が申請期限だが、申請額が予算上限に達した場合、途中で打ち切られることはあるか。	2月9日まで募集を行い、申請額が予算上限を超えた場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額し交付します。
3	「園芸生産用の電気設備」に出荷調製用機械は含まれるか	園芸生産用の電気設備の対象は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・栽培施設内で使用する設備 ・出荷・調整施設内で使用する設備 ・予冷庫 ・いちごの夜冷庫 ・キュアリング設備 等、園芸生産に必要な設備
4	補助対象外となる電気料金はどのようなものがあるか。	園芸生産に関係がない機器の使用にかかった電気料金は対象外となります。例えば水稻や大豆専用の乾燥機・予冷庫・選別機等にかかった電気料金は対象外となります。 また、カット野菜等の食品加工にかかった電気料金は対象外となります。
5	来年度、栽培をしない予定であるが、補助対象となるか。	来年度以降も営農を継続する生産者が補助対象となります。来年度営農しない生産者は補助対象外となります。

6	園芸作物栽培面積が「概ね 10a 以上」が対象となっているが、延べ面積か、実面積か。	実面積です。 ※完全人工光型植物工場の場合は、 (栽培エリアの面積) × (栽培ベッドの段数) = (栽培面積) として計算してください。
7	「その他営農集団」が、事業実施主体の要件を満たしている場合、「その他営農集団」が申請する個人生産者数は3戸未満でも良いか。	交付要綱別表1から、「その他営農集団」が事業実施主体として申請する場合、取組主体として3戸以上の生産者で組織する必要があります。 「その他営農集団」として申請する場合は、代表者及び組織及び運営について規約を定め、その規約を添付資料として提出してください。
8	「その他営農集団」に金融機関の口座がない場合、補助金の振り込み先として代表者の個人口座は認められるか。	認められます。
9	農業法人が複数の取組主体を取りまとめて申請したい場合、どのようにすれば良いか。	「その他営農集団」を組織し、事業実施主体として申請する必要があります。その場合、代表法人が「事業実施主体に求められる書類(納税証明書等)」を提出します。 【例：農業法人で組織】 その他営農集団 法人 A (代表) 法人 B 法人 C 法人 D 法人 E 【例：法人十個人】 その他営農集団 ・3者以上で構成 ・代表者が納税証明等を提出 ・事務費申請可能 法人 A (代表) 個人 B 個人 C 個人 D 個人 E
10	1JAで取組主体となる生産者が2件しかいない状況だが、申請可能か。	申請可能です。
11	しいたけ生産に係る電気代は補助対象となるか	しいたけは林産物扱いとなりますので、本事業では対象外となります。

【補助対象額試算等、申請手続き関係】

1	事業実施主体から取組主体への補助金の分配について、報告する必要はあるか。	報告する必要はありませんが、事業実施主体の責任のもと、確実に取組主体に補助金が分配されるよう留意願います。
2	令和3年度に営農実績がなく、比較する電気代が算出できないが、申請可能か。	令和3年度以降に営農実績がない場合、県で算出した「電気代高騰の割合」をあてはめて補助額を算出します。 ※記載方法は「申請資料作成の手引き」のとおり
3	新規施設を建設し、令和3年度途中から電気料金が発生したが、どのように記載すれば良いか。	令和3年度途中から電気料金が発生した場合、令和3年度の電気料金は比較対象として不適切である(電気料金が発生していない月があり、補助対象額が過大となる)ため、より実態に沿うように県で算出した「電気代高騰の割合」をあてはめて補助額を算出します。 ※記載方法は「申請資料作成の手引き」のとおり

4	令和5年度途中に新規の施設を建設し、電気利用を開始したが、この新規施設分はどのように計算すれば良いか。	<p>令和5年度途中に電気利用を開始した施設・電気設備は県で算出した「電気代高騰の割合」をあてはめて補助額を算出します。</p> <p>※記載方法は「申請資料作成の手引き」のとおり</p>																														
5	電気メーターが家庭用と分離できない場合、どのように園芸生産用の電気使用料金を算出すれば良いか	確定申告で税務署に申告した家事按分割合で算出してください。																														
6	新たな省エネ機器を導入した等、自助努力により省エネ化し、電気料金が下がった場合、事業対象になり得るか	令和3年度と比較し令和5年度の電気料金が低減した場合、補助対象外となります。ご了承ください。																														
7	令和3年度時点では3品目営農していたが、令和5年度はそのうちの1品目の営農をとりやめた。令和3年度と比較する対象は2品目となるのか。	<p>1 経営体全体の園芸生産に係る電気料金で比較してください。</p> <p>(例1) 個別品目の電気料金は増加しているが、経営体全体として減少しているケース</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>R3 (千円)</th> <th>R5 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いちご</td> <td>650</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>トマト</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>きゅうり</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1000</td> <td>1100</td> </tr> </tbody> </table> <p>経営体全体として電気料金が減少しているので補助対象外となります。</p> <p>(例2) トマトをやめたが、経営体全体の電気料金は増加しているケース</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>R3 (千円)</th> <th>R5 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いちご</td> <td>700</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>トマト</td> <td>100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>きゅうり</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1100</td> <td>1200</td> </tr> </tbody> </table> <p>経営体全体として電気料金が増加しているので補助対象となります。</p>	品目	R3 (千円)	R5 (千円)	いちご	650	750	トマト	150	100	きゅうり	200	300	合計	1000	1100	品目	R3 (千円)	R5 (千円)	いちご	700	800	トマト	100	0	きゅうり	300	400	合計	1100	1200
品目	R3 (千円)	R5 (千円)																														
いちご	650	750																														
トマト	150	100																														
きゅうり	200	300																														
合計	1000	1100																														
品目	R3 (千円)	R5 (千円)																														
いちご	700	800																														
トマト	100	0																														
きゅうり	300	400																														
合計	1100	1200																														
8	家事按分割合を使用する場合、税務署へ申告した確定申告書の写しは必要か	確定申告書に記載した家事按分割合を示す書類の写し、会計処理システムでの家事按分設定画面の写し、家事按分割合を示すメモ等を添付してください。																														
9	園芸用設備と作物（水稻・大豆等）用設備の電気料金は同じメーターで集計され、分離できない。どのように割合を算出すれば良いか。	<p>園芸用設備と園芸以外の設備で電気料金が分離できない場合、県営農計画指標の電気使用量を参考とした以下の比率を適用してください。</p> <p>園芸 : 作物（水稻・大豆等） = 95 : 5</p> <p>園芸 : 乳用牛または肉用牛 = 50 : 50</p> <p>園芸 : 乳用牛または肉用牛 : 作物 = 49 : 49 : 2</p> <p>何らかの数値で分離可能である場合は、実際の数字を優先して適用するものとします。</p>																														